

## 議案第2号

# 熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定に係る臨時代理の報告及び承認について

### (提案理由)

「熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」が6月議会で議決され、6月29日付けて施行されたことに伴い、速やかに教育委員会規則等により在校等時間の上限方針を策定する必要があり、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により標記規則及び方針を同日付けて定めたため、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し承認を求めるものである。

### 参考：関係法令条項

#### ●熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会は、学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、当該教育委員会の定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために措置を講ずるものとする。

#### ●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年教育委員会規則第5号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事務

第3条 教育長は、前条第1項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。

熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和2年6月29日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教育委員会規則第8号

熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）第7条の規定に基づき、熊本県立学校の教育職員（以下「教育職員」という。）の服務を監督する熊本県教育委員会（以下「委員会」という。）が、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 在校等時間 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。
- (2) 時間外在校等時間 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（次のア及びイに掲げる日以外の日における当該教育職員の正規の勤務時間をいう。次条第2項において同じ。）を除いた時間をいう。

ア 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熊本県条例第13号）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ同条例第10条第1項の規定により当該教育職員が特に勤務することを命ぜられた日を除く。）並びに同項に規定する代休日

イ 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第14条後段の熊本県人事委員会規則で定める日

(時間外在校等時間の上限)

第3条 委員会は、時間外在校等時間を次に定める時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、委員会は、時間外在校等時間を1箇月について100時間

未満及び1年について720時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。この場合において、委員会は、時間外在校等時間について、次に定める要件を満たすものとするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間について時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。

(2) 1年のうち1箇月について時間外在校等時間が45時間を超える月数が6箇月を超えないこと。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるに当たり必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

